

## 2023年度輸送の安全に関する公表（情報公開）

横瀬観光有限会社は2023年運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり運輸の安全に関する公表を行っております。

### 1. 運輸の安全に関する基本的な方針

- 社長は運輸の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において運輸の安全の確保に主導的な役割をはたします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し運輸の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- 安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PLAN、DO、CHECK、ACTION）を確実に実行し安全対策を不断に見直すことにより、社員が一丸となって業務を遂行することで絶えず運輸の安全の向上につとめます。
- 運輸の安全に関する情報については、積極的に公表します。

### 2. 運輸の安全に関する目標（2023年度）

#### （1）運輸の安全に関する目標（2023年4月1～2024年3月31日）

人身事故 0件

物損事故 0件

#### （2）運輸の安全に関する目標と達成状況（2022年度）

人身事故 0件

物損事故 0件

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報（2022年度）

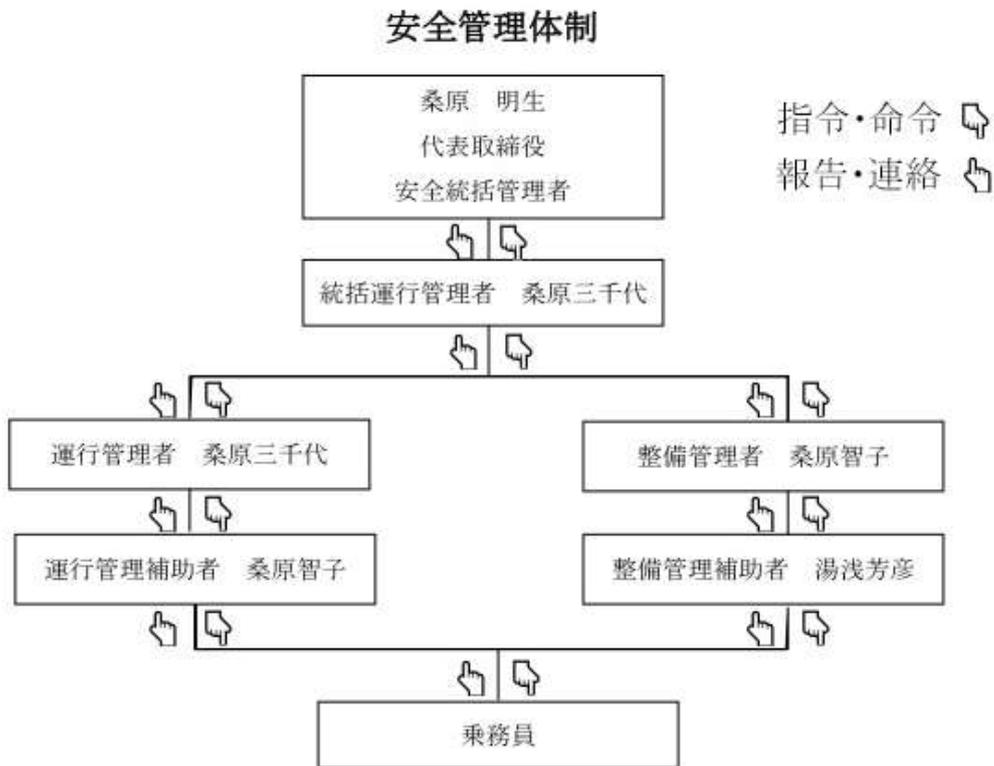
件数 0件（人身事故0件、物損事故0件）

自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生しておりません。

### 4. 運送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

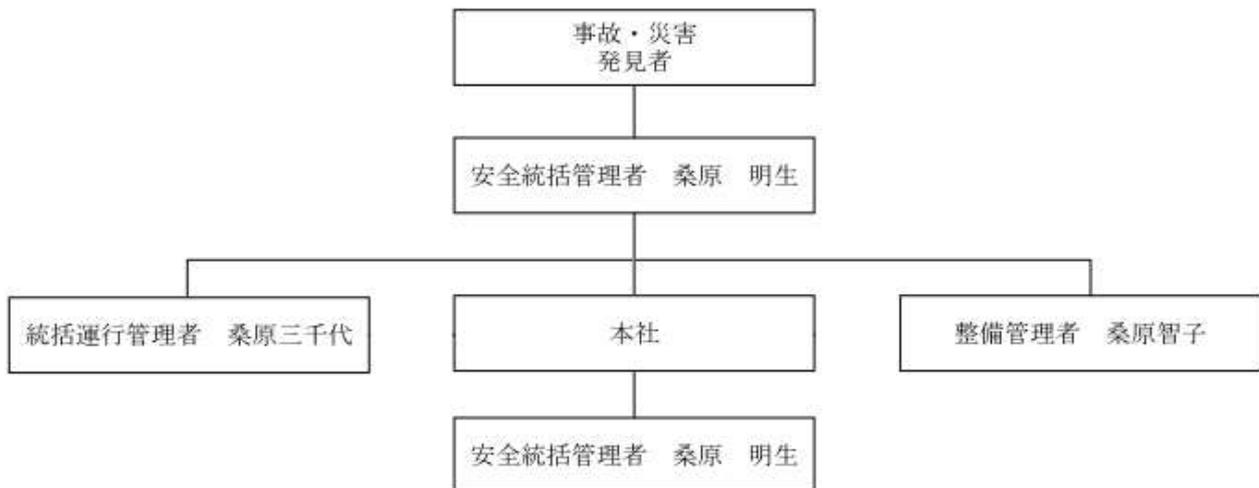
- （1）運転者年間計画を作成し、初任運転者研修、適齢運転者研修、現運転者研修に対する関係法令の遵守、ヒヤリ・ハットの収集分析を実施し掲示板等に張り、運輸の安全確保に向けた意識の向上を図ります。
- （2）交通安全運動期間中は事故防止運動に実施します。
  - ・春の全国交通安全運動
  - ・夏の事故防止運動
  - ・秋の全国交通安全運動
  - ・年末年始自動車輸送安全総点検

5、運輸の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



※安全統括管理者が病気等の為不在の場合は総括運行管理者が代行する

### 事故災害に関する報告連絡体制



6、運輸の安全に関する教育及び研修、乗務員の健康診断の実施状況

- ・ 毎月安全運転目標（毎月1回ミーティング）
- ・ 国土交通省認定セミナー（随時）
- ・ 安全教育（年4回）
- ・ 事故災害等訓練（2、8月）
- ・ 心肺蘇生法講習会（3月）

- ・社長による現場巡視（毎月）
- ・事故惹起者に対し実技指導、座学指導を実施（随時）
- ・健康診断（2、8月）
- ・無呼吸症候群（SAS）及びMRI対策の推進（2、8月）2年に1回
- ・内部監査員（取締役）による内部監査実施（3月）
- ・経営トップのよるマネージメントレビューを実施（3月）

7、運輸の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

- (1) 内部監査委員は内部監査を行います。
- (2) 内部監査チェックリストをその都度作成し監査を行い、結果を内部監査報告書で報告します。
- (3) 是正が必要な場合は是正及び予防処置書にて報告します。

内部 監 査	実施日	2023年3月2日
	被監査部門	本社営業所
	監査結果	指摘事項 不適合3件 ① 点呼簿記録なし（一部） ② 乗務員教育記録なし（一部） ③ 運行指示書の記載事項に不備（専門学校送迎）

是 正 措 置	措置内容	点呼記録は必ず記載漏れが無い朝夕確認する。 乗務員教育記録簿は開催した当日に作成する。 運行指示書の記載事項の不備なし（運行出発前制度確認）
	措置完了確認日	2023年3月20日

8、安全統括管理者に係る情報

代表取締役を安全統括管理者として選任している。

9、運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

- ・運転者 4名選任している。
- ・運行管理者 3名を選任している。（補助者2名）
- ・整備管理者 3名を選任している。（補助者1名）

10、事業用自動車に係る情報

- ・大型 2台
- ・中型 3台
- ・小型 3台

## 1 1、文書作成及び管理

- (1) 安全管理体制の構築・改善する為に、次に掲げる文書を作成し適切に管理する。
- ・安全管理体制を構築・改善する上で基本となる必要な手順を規定した文書
  - ・関係法令等により作成を義務付けられている文書
  - ・その他、必要と判断した文書

## 1 2、記録の作成及び維持

- (1) 次に掲げる記録を作成し適切に維持する。
- ・安全管理体制を構築・改善する上で基本となる記録
  - ・関係法令等により作成を義務付けられている書類
  - ・その他、必要と判断した書類

## 1 3、行政処分内容及び是正処置

- (1) 点呼実施義務違反（未実施）  
(2) 点呼記録義務違反（記載事項の不備）  
(3) 運行指示書の作成等義務違反（記載事項等の不備）  
(4) 運転手に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反（一部記録なし又は記録の一部なし）

### (2) 是正処置

- (1) 点呼の確実な実施、  
(2) 点呼簿の確実な記載、確認  
(3) 運行指示書の確実な作成、確認  
(4) 記録は主催した当日に作成

2023年4月1日  
横瀬観光有限会社  
安全総括管理者 桑原 明生